

2025 相生ペーロン祭

露店出店者募集要項

令和7年2月

相生ペーロン祭露店出店事務局

相生ペーロン祭協賛会（以下「主催者」という。）は、2025 相生ペーロン祭開催にあたり、露店を募集します。

相生市の一大イベントである「相生ペーロン祭」を、華やかで賑わいがあり、来場者の皆さまに安心して楽しんでいただける祭りとするためにご協力いただける方々の応募をお待ちしています。

出店を希望される方は、この募集要項をご精読いただき、内容を了承のうえお申し込みください。

※前夜祭海上花火大会は、雨天の場合、翌日に順延せず中止となります。

開催概要

- 名 称 2025 相生ペーロン祭
- 会 場 相生湾特設会場及び相生市役所周辺
- 開催日程 令和7年5月24日（土）～25日（日）2日間
- 開催内容
 - 5月24日（土）前夜祭海上花火大会（人出予想：約8万人）
【開催時間】19:50～20:40
 - 5月25日（日）相生ペーロン祭当日（人出予想：約4万人）
 - 陸上の部：ステージイベント、パレード等
【開催時間】10:00～14:00
 - 海上の部：ペーロン競漕
【開催時間】8:00～16:30
- 主 催 相生ペーロン祭協賛会

出店概要

- 出店期間 令和7年5月24日（土）～25日（日）2日間
- 営業時間
 - 5月24日（土）17:00～21:00（21:30完全消灯）
※資材搬入は「出店許可証」受給後（13:00～）とします。
 - 5月25日（日）10:00～15:30
※両日とも、祭りの開催状況により、営業時間を変更する場合があります。
- 出店場所 相生ペーロン祭会場内の主催者が指定する出店エリア内
※道路（歩道）敷地となります。

■交通規制

ペーロン祭の開催に伴う交通規制（歩行者用道路、駐車禁止）

5月24日（土）17:00～22:00（一部24:00まで）

5月25日（日）10:00～16:00

※両日とも、祭りの開催状況により、規制時間等を変更する場合があります。

※両日とも、交通規制解除までは、車両の移動はできません。

■出店区画

出店区画 … 間口4.0m×奥行2.0mまで

営業区画 … 間口2.0m×奥行1.5mまで

※販売台や調理器具、商品等はすべて営業区画内に収めてください。

※移動販売車による販売は認めません。

※テント、机、イス、電灯等出店に必要な物品について、主催者からの貸出はありません。

※給水所は会場内に数ヶ所設置いたします。

※電源は、1区画に200w一口を主催者で用意いたします。

それ以上の電力を使用する場合は発電機をご持参ください。

※火器・発電機を使用する場合は消火器を必ずご用意ください。（家庭用は不可）

■店舗数

300店舗（増減する可能性があります。）

募集の種類	募集数
飲食 ※飲食店営業許可、旧菓子製造業許可、旧喫茶店営業許可を要する品目	155
物販 ※営業許可を要しない品目	100
ベビーカステラ ※上記飲食と同様の許可を要する品目	45

※食品を販売する場合、取扱食品等についての問い合わせは管轄の保健所へ

※出店店舗数が募集店舗に達しない場合は、追加募集をいたします。（P8参照）

※上記の区画以外で地元店舗・観光協会（条件あり）、住民による出店もごぞいます。

※ベビーカステラで応募した場合、品目の変更は不可とする。

出店可否抽選後、45店の出店場所は事務局にて決定し、抽選により各出店者の具体的な場所を決定する。

（参考）2024年度応募者数 ※不受理者の数除く

飲食 431件 / 物販（許可不要） 455件

■申込資格

- ・兵庫県暴力団排除条例及び相生市暴力団排除条例を遵守し、同条例に基づき主催者が行う事務手続に積極的に協力する法人及び個人
- ・募集要項に定める条件を満たし、各規定を遵守することができる法人及び個人
- ・申請時に満18歳以上の者。（平成19年2月17日以前に生まれた者）
- ・食品を販売する場合、兵庫県が発行する相生市内で営業可能な営業許可証（飲食店営業・旧菓子製造業・旧喫茶店営業）を有している法人及び個人
 - ※申請時に許可証のコピーを提出願います。
 - ※「臨時出店届」での出店はできません。
 - ※許可証に記載された「氏名」と「出店申請者名」が違う場合出店できません（法人の場合、「氏名」と「会社または店舗名」）。

■出店料

50,000円

出店を含む際の開催に係る経費に充てられることを了知のうえ、出店料を支払うものとします。

※出店料は5月24日・25日の2日分です。(日割りによる減額はいたしません。)

※販売品目、電源の使用・不使用に関わらず、出店料は同額とします。

※出店料には、主催者が定める保険料及び道路使用許可申請に必要な証紙費用を含む。

■申込上限

1者(社)につき1区画

※同じ申請者(社)名で、複数申し込むことはできません。

※複数申込があった場合、そのすべてが無効となります。

■申込期間

令和7年2月17日(月)～2月26日(水)午後4時まで **※必着**

■申込方法

「相生ペーロン祭露店出店事務局」へ必要書類一式を郵送または直接持参(郵送推奨)

※受付時間：土・日曜日、祝日を除く9:00～12:00/13:00～16:00

【事務局所在地】

〒678-8585 兵庫県相生市旭一丁目1番3号

相生ペーロン祭露店出店事務局 あて

■出店の可否

令和7年3月19日(水)出店事務局により抽選し出店可否を決定します。

出店当選者には出店料の支払いをもって出店者として決定いたします。

※抽選後、出店当選者の番号(受理番号)を特設HPへ掲載いたします。

※出店辞退等で空きが出た場合、落選者に割り当ての補欠番号1番から補充を行います。

※出店場所抽選は4月24日(木)の出店者説明会にて実施

※出店場所抽選会の結果により、隣同士で販売品目の類似や重複が発生することもあります。ご了承ください。

■祭の中止

本書14ページ「8 出店料及び営業補償の考え方」をご覧ください。

■出店管理

相生ペーロン祭露店出店事務局

■TEL: 0791-23-0789 (2月17日から)

(電話受付時間 9:00～12:00/13:00～16:00 ※土・日・祝日を除く)

■相生ペーロン祭露店出店特設ホームページ

<http://aioi-peron.com> ※関連情報を随時公開

■【問合せ】E-mail: aioipfr@gmail.com

※電話での問合せは、申込み方法など実務に関するご質問のみ対応いたします。

ご意見、ご要望などにはお答えできません。

また、窓口対応中など電話に出られない場合がございます。

※電話での問合せ受付期間は下記のとおりです。

2月17日(月)～2月26日(水) 出店申請に関するお問合せ

3月24日(月)～4月7日(月) 出店料入金、説明会に関するお問合せ

4月25日(金)～5月12日(月) 追加書類等に関するお問合せ

応募から出店までのスケジュール

- 申込資格の確認・営業許可等の手続き 【参照：P5】



- 出店申請書等配付及び出店申請書の提出 【参照：P5、6】

令和7年2月17日（月）～2月26日（水）

※2月26日（水）午後4時必着です。ご注意ください。



- 申請受理番号・不受理通知の送付 【参照：P7】

令和7年3月5日（水）より随時

※受理番号札は大切に保管してください。



- 出店可否の抽選 【参照：P7】

令和7年3月19日（水）

※事務局により実施。出店当選者の受理番号を後日特設HPへ掲載します。



- 出店料の支払い 【参照：P7】

令和7年3月24日（月）～4月7日（月）

※可否抽選で出店が決定した方へ、支払いのご案内を送付します。

※出店料の入金がない場合は、出店取消となります。



- 出店者説明会及び出店場所抽選会 【参照：P8】

令和7年4月24日（木）受付開始 14:00～14:45
説明会 15:00



- 追加書類の提出 【参照：P9】

- ・道路使用許可申請書
- ・当日責任者変更届 ※責任者変更があった場合
- ・別紙申告書
- ・営業補助者登録申請書及び誓約書

令和7年4月25日（金）～5月12日（月）午後4時必着



出店許可証の交付	営業時間
令和7年5月24日（土） 13:00～15:00	令和7年5月24日（土）17:00～21:00 5月25日（日）10:00～15:30

応募から出店まで（詳細）

【1 営業許可等の確認】

食品の調理、販売には、食品衛生法による露店の営業許可が必要です。

また、取り扱える品目は原則、販売直前に加熱調理されたものに限ります。野菜、果物、肉、魚も加熱せずに調理加工し提供することはできません。

また、冷やしキュウリ、チョコバナナ、焼トウモロコシの出品をお考えの方は、出品用件等保健所に確認の上、お申込み下さい。

その他、一部例外もありますので、提供品目につきましては事前に許可証を交付した保健所に問い合わせてください。

【食品衛生法に基づく営業許可・営業届出に関する詳細の問合せ先】

・既に営業許可を受けている露店については、当該許可を受けた県健康福祉事務所あて問い合わせること。

・新たに営業許可を申請又は届出する場合は、申請又は届出を希望する県健康福祉事務所あて問い合わせること。

[兵庫県ホームページ](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf14/shokuhineigyoku/kyoka_todokede_tetuduki.html)

食品衛生法に基づく営業許可申請・営業届出等について

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf14/shokuhineigyoku/kyoka_todokede_tetuduki.html

県健康福祉事務所の問い合わせ先

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf14/shokuhineigyoku/kenkoufukushijimusho_address.html



相生ペーロン祭へ出店する場合、兵庫県健康福祉事務所（保健所）の営業許可が必要です。（許可証の営業区域に相生市を含む区域または「兵庫県下一円」と記載されているもの）

兵庫県外で交付されたもの及び、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市で交付された許可証では、相生ペーロン祭へは、出店できませんのでご注意ください。

※許可申請等に必要な費用は、申請者で負担してください。

※新規に取得する場合、領収済印が押された営業許可申請書（新規）のコピーを提出し

3月14日（金）までに、正規の露店営業許可証コピーを提出してください。

なお、新規の取得は2週間程度かかる可能性があるので注意してください。

提出がなかった場合、申請受理が取り消されるため抽選の対象から外れます。

※「臨時出店届」による申請は認めません。

【2 申込み】

※郵便局の配達サービス変更により普通郵便の場合、到着が大幅に遅れる場合がありますので可能な限り速達・レターパック・簡易書留等で申込み下さい。（詳しくはお近くの郵便局へ）

・申請用紙について

配布期間：令和7年2月17日（月）～2月26日（水）

配布方法：「相生ペーロン祭露店出店特設HP」からダウンロードするか

出店事務局窓口まで直接取りに来てください。 ※郵送、FAX等の対応はいたしません。

（配布時間：土・日曜日、祝日を除く9:00～16:00）まで

・提出について

必要事項記入の上、出店事務局へ提出してください。

受付期間：令和7年2月17日（月）～2月26日（水）午後4時 ※必着

提出方法：出店事務局窓口まで郵送または直接持参（郵送推奨）

（受付時間：土・日曜日、祝日を除く 9:00～16:00）

【事務局所在地】

〒678-8585 兵庫県相生市旭一丁目1番3号
相生ペーロン祭露店出店事務局 あて

※郵送で提出される際、複数の申請書を同封されても構いませんが

送料不足の封書は受取りません。お気を付けてください。

・申請書提出時に必要な書類について

提出時に必要な書類は下記のとおりです。 ※すべて黒ボールペンで記入してください。

（1）出店申請書及び誓約書（様式1-①、②）

※必要事項を記入の上、誓約書下部に署名してください。

（2）顔写真付き身分証明書の写し（顔写真付、カラー、祭り当日まで期限があるもの）

※運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポート等で上記の出店申請書に貼り付けてください。（有効期限に注意してください）

※転居等で裏書がある場合は裏面の写しも貼り付けてください。

※申請者欄に記載された住所氏名等が、身分証明書の内容と異なる場合
不受理となりますので、お気を付けてください。

（申請者欄に記載された住所の住民票が追加で添付されている場合は受理いたします。）

※事務局からの通知等は、申請者住所欄に記載された住所または指定住所に送付いたします。
特に郵便番号、部屋番号の抜けにご注意ください。

（3）露店営業許可証の写し（祭り当日まで期限があるもの）

※食品を調理・販売する場合は対応する営業許可証の写しを提出してください。

（有効期限に注意してください）

※許可不要品目での申込みの場合は不要です。

【法人で申込む場合】

上記の書類に追加して下記の書類を提出してください。

（1）法人登記事項証明書の写し

※発行から3ヶ月以内の写しを提出してください。

（2）食品衛生責任者養成講習会修了証書の写し

※食品の調理、販売を行う場合に提出してください。（申請者氏名欄に記入した個人名で発行のもの）

〈諸注意〉

※不備または虚偽の記載のある申請書は受付いたしません。

※1申請者(社)につき、1区画申込みできます。同じ申請者(社)名で、複数申込むことはできません。

複数申込があった場合、そのすべてが無効となります。

※販売品目は1区画1品目とします。(場所抽選会后、品目の変更は可能です。※詳細はP9)

品目の欄には「料理の種類」等ではなく、「メニュー名」を1品詳しくご記入ください。

例：「揚げ物」→× 「フライドポテト」、「から揚げ」→○

「串焼き」→× 「牛串」、「豚串」、「焼鳥」、「イカ焼き」→○

「中華料理」→× 「しゅうまい」、「餃子」→○

「おもちゃ」→× 「風船」、「お面」、「光おもちゃ」→○

「すくいもの」→× 「キャラクターすくい」、「ボールすくい」、「金魚すくい」→○

※18歳未満の方は出店申込できません。

※法人で申し込む場合、申請者氏名の欄には出店期間中営業責任者として従事する個人の名前を記入してください。また、一人で複数店舗の責任者を兼任することはできないため、法人の営業責任者になった場合、個人での申込みはできません。

※出店申請者が出店期間中の営業責任者になります。責任者を変更する場合は、規定の期日までに必要書類を添付して「責任者変更届」を提出してください。(詳細はP9)

※申請書類を郵送で提出する場合、速達・レターパック・簡易書留をご利用ください。(発送と受取が記録されるため)

※書類提出に要する費用は申請者で負担してください。

※申請書提出の際、返信用の切手は必要ありません。

※提出された申請書等の書類は返却いたしません。また、相生ペーロン祭露店出店事務以外には使用しません。

※申請でわからないことがあった場合、メールにてお問合せください。【E-mail: aioipfr@gmail.com】
問合せをする前に、上記のアドレスからのメールが届く様に受信設定をしてください。

【3 出店申請書受理・不受理通知送付】

申請書について3月上旬以降、とりまとめができ次第、ゆうパックで下記のとおり通知書を発送いたします。

・申請書を受理した場合

申請書へ記載された住所へ「受理通知」と「受理番号札」を送付いたします。

出店可否抽選の結果発表は「受理番号」にて行いますので、番号札は大切に保管してください。

※紛失時に再発行はいたしません。

・申請書が不受理になった場合

申請書へ記載された住所へ「不受理通知」を送付いたします。

※募集要項に定める条件及び各規定に反するものと主催者が判断した場合送付いたします。

【4 出店可否の抽選】

(1) 出店可否の抽選

実施日時 令和7年3月19日(水)

警察官等立会いのもと、出店事務局で抽選を行います。

事務局と、事務局が依頼した立会人以外、抽選会場に入ることはいけません。

抽選会は、公正かつ厳正な作業により、電子的に抽選を行います。

抽選結果については、特設ホームページにて公開します。

出店当選者には、**簡易書留**にて「**当選通知書**」と「**出店料支払いのご案内**」を送付いたしますので、必ずお受け取りの上、内容に目を通してください。

※出店当選者の受理番号一覧表を特設HPへ掲載いたします。 ※出店可否の抽選後日に掲載予定

※簡易書留はポスト投函されません。受け取りに印鑑またはサインが必要です。

※郵便受けに不在票がないか、ご確認をお願いします。

※申請書受理時に発行した受理番号札は出店者説明会でも使用いたします。

可否抽選後も破棄せず、説明会会場までご持参ください。

※出店当選者は、期日までに「出店料支払いのご案内」に記載された口座まで出店料をお振込ください。

期日までに振り込まなかった場合、出店取消となります。

(2) 補欠番号の割り振り

出店辞退があった場合、その分の追加当選を行います。

出店可否抽選において飲食・物販の各部門ごとの落選者の中で約50名に補欠番号を割り振りし、出店辞退及び出店取消が出た場合、その分を追加当選とします。

(例：飲食 補充3店舗 ⇒ 補欠番号1～3を割り当て)

追加当選者は、4月10日頃に特設ホームページに掲載し、該当者に通知書を送付いたします。

その後、出店料を指定する期日までにお振込ください。

期日までに振り込みがなかった場合、出店取消となります。

【5 出店者説明会及び出店場所抽選会】

実施日時 令和7年4月24日(木) 受付 14:00～14:45 説明会 15:00～

実施場所 相生市文化会館扶桑電通なぎさホール 兵庫県相生市相生六丁目1-1

(ナビ検索：相生市相生二丁目8-18付近)

・出席について

(1) 本人も代理人も出席できない場合

出店場所抽選は事務局で行い、説明会資料は後日簡易書留にて郵送いたします。

(2) 出店申請者本人が出席する場合

(3) 代理人が出席する場合

他の出店申請者及びその代理人が、別の代理人となることは出来ません。

※出店場所抽選会の結果に対する変更や意見等は受け入れませんので了承願います。

・出席時に必要なもの

出席される方は、次の書類をご持参ください。

(1) 本人が出席する場合

- ・受理番号札
- ・顔写真付き身分証明書
(運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポート等)

(2) 代理人が出席する場合

- ・受理番号札
- ・代理人の顔写真付き身分証明書
(運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポート等)
- ・代理権限証明書

〈諸注意〉

- ※出店者説明会の出席に要する費用は、申請者で負担してください。
- ※代理人出席の場合に必要な代理権限証明書は当選通知書に同封されています。紛失等された場合は、特設ホームページにて公開されている PDF データを印刷してご利用ください。
- ※受理番号札を当日忘れた方、紛失された方は、臨時番号札を説明会当日発行いたします。説明会受付にお並びになる前に、番号札発行所へお並びください。
- ※出店者間で権利の譲渡・交換をした場合は出店取消となります。

【6 追加書類の提出について】

出店者説明会にて以下の書類をお配りいたします。(出席できない場合は簡易書留で郵送) 提出期日までに事務局へ提出してください。(郵送推奨)

- ※すべて黒ボールペンで記入してください。郵送の場合、速達・レターパック・簡易書留で送付してください。

(1) 道路使用許可申請書

【受付期間】令和7年4月25日(金)～5月12日(月)午後4時まで

- ※2通とも記入して提出してください。(警察提出用1通、事務局保存用1通のため)
- ※提出期日を過ぎますと、道路の使用許可がおりないため出店できなくなります。

(2) 当日責任者変更届

【受付期間】令和7年4月25日(金)～5月12日(月)午後4時まで

- ※当日責任者が出店申請者と変わる場合に提出してください。
期限を過ぎてからの責任者の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が発生した場合は、事前に速やかにご連絡ください。
- ※指定箇所に変更された責任者の顔写真付き身分証明書の写し(カラー)を貼付してください。
(運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポート等)
- ※営業許可証が必要な品目の場合、変更される責任者名の営業許可証の写しか
食品衛生責任者養成講習会修了証の写しのどちらかを合わせて提出してください。
なお、領収済印が押された営業許可申請書(新規)のコピー、食品衛生責任者認定講習会の受講票又は受講料領収書のコピーは認められません。

(3) 別紙申告書

【受付期間】令和7年4月25日(金)～5月12日(月)午後4時まで

※販売品目を変更する場合は、用紙の所定の位置に記入してください。(1区画1品)

変更をする販売品目は、申請時に提出した露店営業許可の範囲内に限ります。

詳しくは営業許可証を取得された兵庫県の各健康福祉事務所へお問い合わせください。

全店舗の販売品目変更の途中結果については、公表又は事務局へ問い合わせには対応いたしません。

(4) 営業補助者登録申請書及び誓約書(様式2)

【受付期間】 令和7年4月25日(金)～5月12日(月)午後4時まで

※必要事項を記入の上、下部に署名すること。

※指定箇所に補助者の顔写真付き身分証明書の写し(カラー)を貼付してください。

(運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポート等)

※当日営業責任者は他店の補助者にはなれません。

※営業補助者は平成22年4月1日以前に生まれた者を従事させてください。

【7 出店許可証の交付】

出店者に「出店許可証」を発行します。

必ず営業開始までに許可証を受け取り、店舗の見えやすい位置に掲示してください。

【日時】 令和7年5月24日(土) 13:00～15:00

【場所】 相生市役所3号館2階 露店運営本部

※「出店許可証」は当日営業責任者が取りに来てください。受け取りには身分証明書の提示が必要です。

※荷物の搬入は5月24日(土)「出店許可証」受け取り後(13:00～)可能です。

出店当日のスケジュール

出店許可証の受理【参照：P7】
5月24日（土）13時～15時

相生市役所3号館2階 露店運営本部まで当日営業責任者が出店許可証を取りに来てください。受け取りには身分証明書の提示が必要です。

出店荷物の搬入及び車両の移動
出店許可証受取後～16時

出店場所、区画番号等を確認し、荷物を搬入し出店の準備を行ってください。車両については、決められた場所に移動してください。

- ① 自らが準備した駐車場
- ③ 事務局が指定した駐車場

※③の駐車場については、交通規制区域内のため、規制中は車両の移動ができません。

出店に係る事務局からの確認
5月24日（土）16時～

事務局、消防署、警察署による各店舗の出店場所、出店品目、許可証の掲示、消火器（火器取り扱い店舗）、従事者等の確認を行います。出店申請者又は当日責任者は、速やかに確認作業ができるよう協力してください。

販売開始及び販売終了

	販 売 開 始	販 売 終 了
24日 （土）	17時 （交通規制開始と同時）	21時 （21時30分完全消灯）
25日 （日）	10時 （交通規制開始と同時）	15時30分 （車両の移動は交通規制解除後）

※24日（土）は、21時になったら片付けを開始し、行列を調整してください。

21時30分には完全消灯ができるようにしてください。

※両日とも、片付け作業にかかる車両の移動は、交通規制解除後に行ってください。

売上高申告書の提出

販売終了後、2日間の売上高申告書を露店出店事務局へ提出してください。

当日提出ができなかった店舗については、後日速やかに売上高申告書を送付してください。

その他詳細等

1 基本事項

相生ペーロン祭を支える一員として、全ての来場者に満足していただけるよう、安全衛生及びサービス・モラルなど、徹底するように心掛けてください。

この要項に定める出店条件や規定などを逸脱するような行為が見受けられる店舗については、主催者より指導する場合があります。

なお、従わない店舗には、期間中であっても即時閉店の措置をとる場合があります。

その際、いかなる場合においても出店料は返金しません。また、翌年度以降の出店及び営業補助者としての登録を認めない場合があります。あらかじめご了承ください。

2 出店に関して

(1) 出店申込が規定の店舗数に達しない場合等、主催者は、出店エリアの縮小等必要な措置を講じる場合があります。

(2) 食品を販売する場合、取扱食品や作業内容等に関して事前に許可を交付した保健所に問い合わせ、確認してください。

(3) 3月19日実施の出店可否抽選は、出店事務局で行います。

事務局と、事務局が依頼した立会人以外、抽選会場に入ることは出来ません。

抽選会は、公正かつ厳正な作業により、電子的に抽選を行います。

抽選結果については、特設ホームページにて公開します。

(4) 出店場所は、4月24日実施の出店者説明会及び場所抽選会にて①出店申請者自らが抽選、②代理人が抽選、③事務局による抽選で決定します。

※一人で複数人の代理人になることできません。(抽選は一人一回しか参加できません。)

(5) 出店店舗数が規定数に達しない場合は、落選者に割当ての補欠番号1番から補充を行います。

3 出店区画について

主催者は「出店エリア」を設定し、そのエリア内で出店区画を指定します。指定する区画以外で別に定める者を除き出店は認めません。

(1) 出店区画は、原則として道路（歩道）敷地となります。

(2) 出店区画の規格は、間口4.0m×奥行2.0mとし、うち営業区画は、間口2.0m×奥行1.5m以内とします。 ※販売台や調理器具等はすべて営業区画内に収めてください。

(3) 出店区画以外のスペースを利用することは禁止します。

(4) 資機材等ストックエリアは設置しません。出店区画以外での資材等の保管は禁止します。

(5) 油等の使用で出店区画が汚れる可能性のある店舗は、段ボール等による処置を必ず行ってください。

(6) 備品及び商品の保全是出店者で行い、盗難、紛失など、主催者は一切の責任を負いません。

(7) 主催者の定めた出店エリア以外で、地元店舗・住民による出店がある場合があります。

4 商品の販売・販売方法に関して

- (1) 法令を遵守し、公序良俗に反する商品の販売及び販売方法でないこと。特に、商標登録など知的財産に関する違反行為には充分注意してください。
上記に反すると主催者が判断した場合は、出店内容の変更の指示、場合によっては、出店中止の措置をとります。
例 ・危険物（劇薬、危険ドラッグ等）
・極めてギャンブル性の高いもの
・購入を強要するような販売方法
- (2) 出店者は、販売価格に関して原材料、通常価格を考慮し、消費者が購入しやすい価格設定とするとともに、他の店舗との調和に配慮してください。
ただし、これは事前の申し合わせによる統一価格の設定を求めるものではありません。
- (3) 主催者が指定する区画以外を利用し販売することは禁止します。
- (4) 拡声器、マイクなどによる宣伝は禁止します。
- (5) のぼりの使用は禁止します。
- (6) 調理に炭を使用する場合は、煙の出にくいものを使用し、煙により近隣及び来場者から苦情等があった場合は、使用を取りやめていただくことがありますので、取扱いには充分注意してください。

5 店舗の運営に関して

- (1) ペーロン祭の開催内容等の変更に伴い、露店の営業時間に変更が生じた場合は、その指示に従ってください。
- (2) 出店に必要な資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収は、道路交通法、道路使用許可条件及び出店許可条件並びに主催者の指示を遵守してください。
- (3) 出店に際して生じたトラブル（資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収時に生じた事故等）に関して、主催者は一切の責任を負いません。
- (4) 周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為は禁止します。
- (5) 店舗消灯時間は厳守してください。交通規制の円滑な実施、来場者の安全確保等、祭りの実施に関し特に重要な事項であるので、主催者の指示に必ず従ってください。
- (6) 主催者が交付する出店許可証を、店舗正面の見やすい箇所に必ず掲示してください。

6 出店者の責任・補償

- (1) 購入者の苦情等については、出店者自らの責任と費用をもって対応してください。
- (2) 食品を販売する出店者は、食品衛生法及び関連法令の法規定並びに衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、出店者各自が自主責任として、食中毒や事故、苦情等が発生しないように充分注意してください。
- (3) 万一、事故等が発生した場合、速やかに警備本部（相生市役所前）に報告し、出店者自らの責任と費用をもって対応してください。
- (4) 主催者、警察、消防及び保健所等関係機関より指導があった場合は従ってください。
- (5) 商品・材料などの管理、保護については出店者各自が責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害などに対して、主催者はその損害を補償しません。

7 衛生・原状回復に関して

- (1) 食品を取扱う出店者は、衛生面に十分注意し、保健所の指導に従ってください。
- (2) 出店により発生したごみは、主催者が指定する方法により排出してください。
- (3) 出店区画及びその周辺、排水溝等にごみ・油・残さ等の廃棄をしないでください。
- (4) 出店区画及びその周辺が、油・飲料等で汚れが生じないように処置してください。
また、飲食物は携行に耐える器等に入れて販売してください。
- (5) 営業終了後、出店区画及び周辺の清掃について協力してください。
- (6) ペーロン祭終了後は、出店区画の原状回復を行ってください。飲食物等により出店区画が汚れた場合は、出店者が責任をもって清掃してください。
- (7) 出店に必要な機材、造作等すべて出店者負担とし、販売終了後、原状回復をしてください。

8 出店料及び営業補償の考え方

前夜祭海上花火大会は雨天の場合、翌日に順延せず中止となります。

出店料は、ペーロン祭の開催期間の全日程の出店を対象としており、1日のみの出店であっても、日割りによる出店料の返金はしません。

また、販売品目、電源の使用・不使用に関わらず、出店料は同額とします。

- (1) 主催者の都合または主催者の責めに帰さない事由（気象状況、地震等の災害の発生、開催を妨害する行為など）で開催内容の一部または全部を中止した場合の出店料の取扱いは次のとおりです。

海上花火大会	陸上の部	海上の部	出店料の取扱い
24日（土）に開催	中止	開催	返金しない
24日（土）に開催	中止	中止	
中止	開催	開催	
中止	中止	開催	出店を辞退する場合、必要経費を控除した後、返金します。
中止	中止	中止	

- (2) 主催者の都合または主催者の責めに帰さない事由（気象状況、地震等の災害の発生、開催を妨害する行為など）により、営業時間を変更した場合は、出店料は返金しません。
- (3) (1) および(2)の規定のほか、やむを得ない出店区画の変更並びに気象状況、地震等の災害及び事故等による来場者の減少など、いかなる理由であっても主催者は営業に関する補償を一切行いません。また、営業物品その他の買い取りなども一切応じません。
- (4) 募集要項に反する行為や主催者の指導に従わない場合は即時閉店とし、出店料は返金しません。また、出店に関する損害補償もいたしません。

9 製造物責任及び賠償保険の取扱い

- (1) 出店により生じた第三者への損失補償に備え、各出店者は、その責任において必要な保険に加入してください。
なお、万一に備え、主催者においても保険に加入し、その保険料は出店料に含みます。
※保険に加入するにあたり、保険会社への報告に必要となりますので2日間合計の売上額を祭り終了後、報告していただきます。
- (2) 保険事故が発生した場合は、第一に現場の安全を確保のうえ、速やかに警備本部に報告し、指示に従ってください。

10 暴力団排除に関して

- (1) 兵庫県暴力団排除条例及び相生市暴力団排除条例を遵守してください。
また、同条例に基づき主催者が行う事務手続に積極的に協力してください。
- (2) 自己（申請者）及び営業補助者または自社並びに自社の役員及び関係者等が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この様式において「暴力団」という。）
 - イ 同一生計者に暴力団員がいる者
 - ウ 暴力団員がその経営に実質的に関与している。
 - エ 暴力団員に対して賃金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらに利用している者
- (3) 主催者以外の者から出店に関する金銭の要求を受けた場合は、これに応じず、速やかに警備本部並びに警察に届け出てください。

11 ガスコンロ等の火気器具の使用に関して

- (1) ガスコンロ等火気を使用する出店者は、店舗に消火器を設置してください。
また、火災発生に備え、消火器の設置場所を確認し、初期消火の準備をして取扱い方法を習熟してください。
- (2) ガス漏れ事故を防ぐため、ガスホースは適正な長さで使用し、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、ひび割れ等劣化の有無を使用前に点検してください。
- (3) プロパンガスボンベを使用する場合、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、必要に応じて転倒しないよう鎖等で固定してください。
また、火気とは2m以上離して管理してください。
- (4) カセットボンベ式コンロを使用する場合は、コンロより大きな鉄板や鍋などを使用したり、2台以上並べて使用しないでください。ガスボンベが高温となり爆発火災になる危険性があります。使用にあつては取扱説明書を確認して適正な取り扱いを行ってください。
- (5) 店舗内で使用する機器は、防火防炎材を使用してください。
- (6) 消防署員の見回りに協力してください。

1 2 電源について

主催者が設置する配電設備は1区画あたりコンセント1口とし、容量は200wを上限とします。照明器具等の機器及び機器までの配線設備は、必要に応じ申請者で準備してください。

(1) 主催者で準備する電気容量で不足する場合は出店者で確保してください。

この場合、発動発電機の持込みを認めますが、使用に当たっては関係法令及び消防署の指示・指導を遵守し、取扱いには充分注意してください。

(2) 電源容量オーバーによる停電は、周辺の店舗にも多大な迷惑をかけることになるとともに、いかなる場合においても営業補償は行わないので、電源の使用には充分留意してください。

1 3 上水について

上水については、主催者が指定する場所数カ所に給水設備を設置し、営業時間帯のみ開放いたします。

※給水所設置場所は出店者説明会にて資料をお配りいたします。

1 4 駐車場について

出店関係車両の駐車場は、会場周辺等に用意しております。数に限りがありますので、満車の場合は出店者が確保してください。

なお、露店出店エリア内については、交通規制（駐車禁止等）がかかっております。

また、福祉バザー等が開催される相生市役所敷地内や近隣商店の駐車場には、出店関係車両を駐車しないでください。

1 5 その他

本募集要項において補足の必要が生じた場合は、「相生ペーロン祭露店出店特設HP」に適宜、掲載します。

また、出店者説明会等が、気象状況及び災害等の影響で中止・日程変更する場合も同様に、同HPに掲載します。